

近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例に規定する
施策を推進するための方針

〔策定：令和3年7月2日、改正：令和4年6月7日〕

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで使用する手話、触手話、要約筆記、筆談、字幕、手書き文字、点字、指点字、音訳、拡大文字、白黒反転文字、代読、代筆、平易な表現、ふりがな表示、絵図、絵文字、記号、身振り、口文字、代用音声（咽頭摘出等により使用するものをいう。）、文字盤、意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等のICT機器その他の障がい特性に応じて利用される意思等の伝達手段（以下「コミュニケーション手段」という。）に対する理解の促進や普及、使用しやすい環境の整備など、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病その他の心身の機能の障がいがある人（以下「障がいのある人」という。）の自立及び社会参加の促進を実現するため、近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例第7条に規定する推進方針を以下のとおり定めるものとします。

1. コミュニケーション手段に対する理解及びコミュニケーション手段の普及の促進に関すること。

（1）施策の基本的方向

障がいのある人が生活に必要な情報の取得や他者との意思疎通（コミュニケーション）に支障をきたすことがないように、市民や事業所等の皆さんに障がい種別ごとにその障がいの特性に応じたコミュニケーション手段があることを知っていただき、理解を深め学ぶことのできる機会を提供していきます。

また、障がいの特性に応じた様々な媒体を活用した情報提供やコミュニケーション保障により情報提供体制の充実と情報バリアフリー化の推進を図ります。

なお、取り組みにあたっては、市内の障がい福祉関係団体や関係機関と協働のうえ実施します。

（2）推進施策の内容

- ・ コミュニケーション手段を学ぶ機会としての出前講座の実施
- ・ 市民がコミュニケーション手段に親しむことができるイベント等の開催
- ・ 広報紙やホームページ、イベント等を活用したコミュニケーション手段に関する広報・周知
- ・ 障がいのある人に対する配慮と情報保障のためのガイドラインの作成
- ・ 点字教室の開催

2. 市民のコミュニケーション手段による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関すること。

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が自ら必要な情報を得るためには、コミュニケーション支援の充実が不可欠です。

また、障がいのある人が生活に必要な様々な情報を得る機関や窓口において、障がい特性に応じたコミュニケーション手段による情報提供の機会拡大への理解促進に努めます。

(2) 推進施策の内容

- ・代読・代筆を行う者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパー、障がいがある人への伝達補助等を行う者等への派遣事業の実施検討
- ・ICT（情報通信技術）活用などによるコミュニケーション手段の充実

3. 市民がコミュニケーション手段を使用しやすい環境の整備に関すること。

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む中でコミュニケーションをとる場合、障がい特性に応じたコミュニケーション手段が選択できることは安心感につながります。

障がいのある人が周囲の状況を把握できず不安を抱いたり、適切なサービスが受けられないということがないように障がい特性に応じたコミュニケーション手段によるコミュニケーションが図れる環境の整備を進めます。

(2) 推進施策の内容

- ・ICT（情報通信技術）活用などによるコミュニケーション手段を使用しやすい環境の整備
- ・市内で事業活動を行う個人事業者、企業等に対するコミュニケーション手段への理解の促進や普及を図るための啓発の実施
- ・市役所職員を対象としたコミュニケーション手段研修会の実施
- ・ICT（情報通信技術）弱者への支援のあり方検討

4. コミュニケーション支援従事者の支援及び養成に関すること。

(1) 施策の基本的方向

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパー、ピアサポーター等のコミュニケーション支援従事者が活動しやすい環境を整備することが、障がいのある人の生活の質の向上にもつながります。

コミュニケーション支援従事者の人材育成や確保、待遇や健康管理等の処遇改善に努めます。

(2) 推進施策の内容

- ・コミュニケーション支援従事者の技術向上を目的として、研修等に参加する機会を提供
- ・コミュニケーション支援従事者の健康に配慮するため、頸肩腕等の検診を受ける機会を提供
- ・コミュニケーション支援従事者の感染症検査や、感染症予防のためのワクチン接種に対する助成
- ・代読・代筆を行う者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパー、ピアサポーター、障がいのある人への補助伝達補助等を行う者等の確保に伴う養成

5. 災害時における障がいのある人の情報取得及び意思疎通の支援に関すること。

(1) 施策の基本的方向

災害時及び新興感染症発生時等においては、障がい特性に応じたコミュニケーション手段による情報の発信を行います。

また、平時から災害時に備えた取り組みや、災害時を想定した訓練を継続することが大切です。

(2) 推進施策の内容

- ・災害時に備えた避難行動要支援者支援の取り組みにおける障がいのある人に対する理解の促進
- ・各種防災訓練時における障がい特性に応じた訓練の実施及び障がいのある人の参加促進
- ・障がいのある人の防災出前講座の受講や自助による備えの奨励
- ・意思表示カード等の作成、配布

6. その他市長が必要と認める事項に関すること。

(1) 施策の基本的方向

子どもの時から視覚障がいや聴覚障がい等のあらゆる障がいのある人と接し、障がい特性を学ぶことで、コミュニケーション手段に対する理解や普及の促進につながります。

また、疾病等で受診する際にコミュニケーション支援従事者が同席することにより、医師等に症状等を的確に伝えることができ、医師等のインフォームドコンセント（受けようとする医療行為について、その目的や方法、予想される結果や危険性など、患者が十分な説明を受け、そのうえで同意すること）にも役立ちます。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、障がいのある人に配慮した誰もが訪れやすいまちづくりを目指します。

(2) 推進施策の内容

- ・学校等において、子どもに視覚障がいや聴覚障がい等のあらゆる障がいのある人と接する機会を設け、コミュニケーション手段についての学習機会の提供
- ・医療機関等において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を使用できる環境づくりに向けての普及啓発の実施
- ・滞在者等への、障がい特性に配慮した情報提供と施設のバリアフリー化に向けた調査・研究、アドバイス体制の構築

7. その他の事項

施策の推進については、近江八幡市コミュニケーション施策推進会議において各施策の実施状況を検証のうえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、聴覚障がいに関するコミュニケーション手段の取り組みについては、近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針があることから、この推進方針では触れておりません。